

大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 学校法人制度改革検討小委員会においてとりまとめられた「学校法人制度の改善方策について」（平成31年1月）や令和元年5月に改正・公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」の附帯決議では、学校法人制度の改善が引き続きの検討事項とされている。また、同法律の附則においては、改正法の施行後5年を目途として施行状況の検討とその結果に基づく所要の措置を講ずることが規定されている。さらに、自民党・行政改革推進本部の下の「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」においてとりまとめられた提言では、学校法人制度の改革が提言された。こうしたことを踏まえて「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた学校法人制度改革のための検討を行う。

## 学校法人制度の改善方策について(平成31年1月)・ 学校教育法等の一部を改正する法律附帯決議

「学校法人制度の改善方策について」では、会計監査人による監査等が引き続きの検討事項となっている。また、学校教育法等の一部を改正する法律の附帯決議には、理事長の解職規定を追加することなど、学校法人制度のあり方について不断の見直しを検討するとされている。

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月）

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### (3)次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

##### ③ E B P Mをはじめとする行政改革の推進

新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの在り方等について必要な検討を行う。公益法人としての学校法人制度についても、社会福祉法人制度改革や公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のため、速やかに検討を行う。

## 自民党・行政改革推進本部（本部長：塩崎恭久議員） 公益法人等のガバナンス改革検討チーム（座長：牧原秀樹議員） 提言取りまとめ要旨（令和元年6月）

- ①学校法人における評議員会の位置付けを、諮問機関から議決機関へと変更すること。
- ②理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、公益法人制度に対する提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること。
- ③公益財団法人と同様の会計監査人制度を定めた上で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。
- ④実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた学校法人ガバナンス・コードの策定を推進すること。
- ⑤公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関する訴えの制度を定めること。
- ⑥役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること。
- ⑦「理事長」・「寄付行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。
- ⑧学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、所管庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。

**「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」において学校法人制度改革について検討**